

## 第 3 章

### 生 活 衛 生

生活衛生課では、安全で安心・快適な市民生活の確保のため、環境衛生・食品衛生・動物衛生の三つの分野において、市民や営業者に対する情報提供を始め相談・監視・指導等を行っています。

環境衛生分野では、市民生活に密着した旅館・ホテル、公衆浴場、理容・美容等の営業施設への法律等に基づく立入検査や衛生指導を行うほか、市民利用の多い施設では、建築物や飲料水の衛生確保が図られるように管理者から報告を求めるとともに、立入検査・指導を行っています。

また、マンション等に設置している受水槽や飲用井戸の検査を継続的に実施し衛生対策を図るほか、夏期には海水浴場やプール施設の検査を行うなど、市民生活における公衆衛生の維持向上に努めています。

食品衛生分野では、小樽市食品衛生監視指導計画に基づき、飲食店や食品製造施設、給食施設等の食品関連事業者へ監視・指導を行い、関係法令の遵守及び食中毒等の事故発生防止に努めています。特に、ウイルス、細菌、寄生虫等による食中毒は全国的に発生していることから、食品取扱者の健康管理、適切な手洗い及び消毒の実施についての指導を重点的に行うとともに、関係法令の改正や最新の知見等について食品関連事業者へ情報提供を図り、必要に応じて市民へ食中毒の防止等について啓発しています。

動物衛生分野では、本市が貿易港を有することから狂犬病の侵入に対する予防対策が重要となっているため、機会をとらえて狂犬病の予防啓発を行うと同時に、港湾地区でのパトロールにより犬の不法上陸防止に努めています。

併せて、犬のしつけ教室の開催やペットの適正飼養啓発、犬猫に関する苦情相談だけでなく、ねずみ、昆虫等に関する駆除相談にも広く対応しています。

スズメバチの営巣については、巣の早期発見、駆除を市民に啓発しています。ドクガの異常発生については、過去の発生場所のパトロールを行い、早期発見、早期駆除の啓発に努めています。

# 1 環 境 衛 生

担 当 課－生活衛生課

## (1) 生活衛生（営業六法）関係施設対策事業

### ①法令に基づく施設の状況

公衆浴場	根拠法令－公衆浴場法	事業開始－昭和23年 7月
旅館	根拠法令－旅館業法	事業開始－昭和23年 7月
興行場	根拠法令－興行場法	事業開始－昭和23年 7月
クリーニング所	根拠法令－クリーニング業法	事業開始－昭和25年 5月
理容所	根拠法令－理容師法	事業開始－昭和22年12月
美容所	根拠法令－美容師法	事業開始－昭和32年 6月

【目的】 市民の身近な営業施設の許可や届出の受理及びこれらの施設に対する監視指導を行うことにより、施設の衛生確保と衛生水準の維持向上を図る。

(単位：件)

区 分		令和4年度			令和3年度	令和4年度
		施設数	新規数	廃止数	施設数	監視数
公衆浴場	普通浴場	6			6	7
	福利厚生浴場	4			4	2
	その他の浴場	17	1		16	18
	計	27	1		26	27
旅館	旅館・ホテル営業	48	2	1	47	48
	簡易宿所営業	119	9	4	114	90
	下宿営業					
	計	167	11	5	161	138
興行場	主に映画	5			5	7
	主にスポーツ					
	その他					
	計	5			5	7
クリーニング所	工場	22		1	23	24
	いわゆるリネンサプライ	1			1	
	取次所(無店舗含む)	46		3	49	
	※コインホ <sup>レ</sup> ーションクリーニング <sup>グ</sup>	※10		※1	※11	
	計	69		4	73	24
理容所	一般	120		4	124	46
	厚生	8			8	1
	計	128		4	132	47
美容所一般		261	9	13	265	98
営業六法計		657	21	26	662	341

※コインホ<sup>レ</sup>ーションクリーニング<sup>グ</sup>は営業六法に含まれないため、計から除外している。

②公衆浴場の浴槽水等の水質検査

根拠法令－公衆浴場法第6条

【内容】 公衆浴場施設の立入検査を実施し、浴槽水及び飲用温泉の水質検査を実施した。  
また、レジオネラ症の発生予防のため、施設の清掃・消毒等の衛生管理の指導を行った。

【実績】 (単位：件)

区 分	実 施 施設数	濁 度		全有機炭素量 (TOC)		大腸菌群		残留塩素 測 定
		試験 件数	不適 件数	試験 件数	不適 件数	試験 件数	不適 件数	試験 件数
浴槽水	15	38		38		40		38

(2) 水道法等関係施設対策事業

【目的】 ビル・マンション・事務所・病院・学校等で貯水槽を持つ施設の衛生的管理の指導を行うことにより、施設の衛生確保を図る。また、飲用井戸等についても、施設の衛生的管理の指導を行い、総合的な衛生の確保を図る。

①貯水槽等の検査

専用水道、簡易専用水道 根拠法令－水道法 事業開始－昭和53年6月  
小規模貯水槽水道 根拠要領－小樽市飲用井戸等衛生対策要領  
事業開始－平成元年1月

【内容】 専用水道及び市の上水道から給水を受けているビル等の貯水槽（有効容量10 m<sup>3</sup>を超えるものは簡易専用水道、10 m<sup>3</sup>以下のは小規模貯水槽水道）について管理状況の検査を実施し、適正な飲料水の維持管理について指導した。

【実績】 (単位：件)

区 分	施 設 数		監 視 数	
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
小規模貯水槽水道	317	317	4	16
簡易専用水道	227	229	95	131
専用水道	4	4	5	7
合 計	548	550	104	154

②飲用井戸等の水質検査

根拠要領－小樽市飲用井戸等衛生対策要領  
事業開始－平成元年1月

【内容】 利用状況調査及び水質検査を実施し、その利用方法について指導して衛生の確保を図った。

【実績】

(単位：件)

区 分		一般飲用井戸	業務用井戸	計
施 設 数		126	34	160
検査件数	トリクロロエチレン等		5	5
	一 般 項 目	4	7	11
	そ の 他	1	7	8
	合 計	5	19	24

(3) 水浴場等対策事業

【目的】 海水浴場、プールの衛生確保を図る。

①海水浴場の水質検査

根拠要領－水浴に供される公共用水域の水質等の実態調査実施要領  
事業開始－昭和32年7月

【内容】 水質検査を海水浴場開設前の6月に実施し、水質等の状況を把握して水浴場の利用の確保を図った。

【実績】

(単位：件)

区 分	施設数	適		可		不 適
		水質 A A	水質 A	水質 B	水質 C	
海水浴場水	6	6				

②プールの水質検査・空気環境検査

根拠要領－小樽市プール指導要領  
事業開始－昭和60年4月

【内容】 施設の立入検査、プール水の水質検査・空気環境検査を実施し、プールの適正な管理を指導した。

【実績】

(単位：件)

区 分	実施施設数	水 質									
		濁 度		水素イオン濃度		過マンガン酸カリウム消費量		大 腸 菌		一般細菌数	
		試験件数	不適件数	試験件数	不適件数	試験件数	不適件数	試験件数	不適件数	試験件数	不適件数
プール	3	4		4		4		4		4	
		空気環境									
		二酸化炭素									
		試験件数	不適件数								
		4									

(4) その他法令等関係事業

①特定建築物・登録業者の指導

根拠法令－建築物における衛生的環境の確保に関する法律  
事業開始－昭和45年4月

【内容】 特定建築物の所有者等及び特定建築物登録業者に対して年間の報告書を求め、施設の立入検査を実施し、衛生的な環境の維持について指導した。

【実績】 (単位:件)

区 分		令和4年度			令和3年度 施設数 (事業数)	令和4年度 監視数
		施設数 (事業数)	新規数	廃止数		
ビル管理法	特定建築物	51	2		49	25
	登録業	17			17	21

②温泉源泉・温泉利用施設の指導

根拠法令－温泉法  
事業開始－昭和59年4月

【内容】 温泉源泉採取者、温泉利用施設に対して年間の報告書を求め、施設の立入検査を実施し、施設の衛生的な維持管理について指導した。

【実績】 (単位:件)

区 分			令和4年度			令和3年度 施設数	令和4年度 監視数
			施設数	新規数	廃止数		
温 泉 法	温 泉 源 泉	利用源泉	22	1		21	1
		未利用源泉	20		1	21	
		計	42	1	1	42	1
	温 泉 利 用 施 設	浴用	26	2	2	26	18
		飲用	※1			※1	※1
		計	26	2	2	26	18
計			68	68	3	3	68

※飲用の許可施設は浴用の許可も取得しており、監視も同時に行っているため、計から除外している。

③墓地、火葬場、納骨堂及び胞衣産わい物関係施設の指導

根拠法令－墓地埋葬等に関する法律

事業開始－平成11年4月

根拠要領－北海道胞衣及び産わい物処理条例

事業開始－昭和24年9月

【内容】 墓地等の施設へ変更時の相談・指導を行った。

【実績】

(単位:件)

区 分	令和4年度			令和3年度 施設数	令和4年度 監視数
	施設数	新規数	廃止数		
墓 埋 法	墓 地	28		28	1
	火葬場	1		1	1
	納骨堂	65	1	67	56
	計	94	1	96	58
胞衣及び 産わい物	処理所	1		1	
	収集処理事業所	1		1	
	計	2		2	

(5) 苦情・相談

【内容】 営業施設への苦情や排水・悪臭等の環境衛生上の相談を受け、原因の調査や施設の改善及び衛生に係る指導を行った。

【実績】

(単位:件)

	営 業 施 設						水 道 ・ 井 戸			海 水 浴 場	排 水	悪 臭	レ ジ オ ネ ラ	ビ ル 管 理	ア ス ベ ス ト	シ ッ ク ハ ウ ス	そ の 他	計
	公 衆 浴 場	旅 館 ・ ホ テ ル	理 美 容 所	ク リ ー ニ ング 所	温 泉	プ ー ル	受 水 槽	水 道 水	井 戸 水									
計	2	2									1	1					1	7

(6) 今後の課題

環境衛生業務は、公衆浴場、理容所・美容所など市民生活に関わりの深いものが多いが、景気の悪化や営業者の高齢化等により施設の減少傾向が見られる。

一方、サウナの流行により過去にない営業形態の公衆浴場の相談が増加しており、他都市の動向や時勢を加味した監視・指導が求められている。

衛生面では、引き続き公衆浴場施設及び旅館業施設に対し、レジオネラ症発生防止に努めるよう、周知・指導を行っていく必要がある。

## 2 食 品 衛 生

担当課－生活衛生課

【目的】 食品衛生対策業務として、食品関係施設への監視指導、食品等の収去検査、営業許可業務、営業者や消費者の衛生教育及び食品衛生協会等各種団体の指導育成を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

### (1) 食品営業施設数及び監視指導数

根拠法令－食品衛生法第28条（臨検検査）  
食品衛生法第55条（営業許可）  
事業開始－昭和22年12月

【内容】 食品をとりまく環境は、消費者ニーズの多様化、製造加工技術の高度化、流通の広域化・国際化と著しく変化している。市民の食の安全を確保するため、食品衛生監視指導計画を策定し、食品衛生法による営業許可施設等に対する監視指導を実施した。

### 【実績】

(単位:件)

	業 種	施 設 数	許 可 数		廃 業 施設数	監 視 指導数
			新規	更新		
旧食品衛生法の許可を要する食品営業施設数及び監視指導数	飲 食 店 営 業	1,004	0	0	146	1,095
	菓 子 製 造 業	101	0	0	14	167
	乳 処 理 業	2	0	0	0	7
	特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0	0	0
	乳 製 品 製 造 業	4	0	0	0	8
	集 乳 業	0	0	0	0	0
	魚 介 類 販 売 業	65	0	0	9	205
	魚 介 類 競 り 売 り 営 業	2	0	0	0	7
	魚 肉 練 り 製 品 製 造 業	11	0	0	1	52
	食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業	72	0	0	4	114
	か ん 詰 ま た は び ん 詰 食 品 製 造 業	5	0	0	0	7
	喫 茶 店 営 業	29	0	0	11	31
	あ ん 類 製 造 業	1	0	0	0	0
	ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	4	0	0	2	18
	食 肉 処 理 業	14	0	0	1	17
	食 肉 販 売 業	21	0	0	1	93
	食 肉 製 品 製 造 業	8	0	0	0	27
	乳 酸 菌 飲 料 製 造 業	0	0	0	0	0
	食 用 油 脂 製 造 業	3	0	0	0	7
	マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業	0	0	0	0	0
み そ 製 造 業	4	0	0	0	1	
し ょ う ゆ 製 造 業	1	0	0	0	3	
ソ ー ス 類 製 造 業	8	0	0	3	19	

酒 類 製 造 業	4	0	0	0	4
豆 腐 製 造 業	3	0	0	0	18
納 豆 製 造 業	0	0	0	0	1
麵 類 製 造 業	7	0	0	3	11
そ う ざ い 製 造 業	56	0	0	6	114
添 加 物 製 造 業	7	0	0	0	15
食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0	0
清 涼 飲 料 水 製 造 業	8	0	0	1	12
氷 雪 製 造 業	0	0	0	0	2
総 計	1,444	0	0	202	2,055

(単位：件)

	業 種	施 設 数	許 可 数		廃 業 施設数	監 視 指導数
			新 規	更 新		
改 正 食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 食 品 営 業 施 設 数 及 び 監 視 指 導 数	飲 食 店 営 業	648	368	0	18	1,189
	調理の機能を有する自動販売機	0	0	0	0	0
	食 肉 販 売 業	22	10	0	0	50
	魚 介 類 販 売 業	38	20	0	0	92
	魚 介 類 競 り 売 り 営 業	1	1	0	0	1
	集 乳 業	0	0	0	0	0
	乳 処 理 業	0	0	0	0	0
	特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業	0	0	0	0	0
	食 肉 処 理 業	6	0	0	0	27
	食 品 の 放 射 線 照 射 業	0	0	0	0	0
	菓 子 製 造 業	58	32	0	0	86
	アイスクリーム類製造業	9	5	0	0	10
	乳 製 品 製 造 業	1	0	0	0	3
	清 涼 飲 料 水 製 造 業	3	1	0	0	4
	食 肉 製 品 製 造 業	1	0	0	0	1
	水 産 製 品 製 造 業	41	21	0	1	92
	氷 雪 製 造 業	2	1	0	0	1
	液 卵 製 造 業	0	0	0	0	0
	食 用 油 脂 製 造 業	1	0	0	0	5
	みそ又はしょうゆ製造業	2	2	0	0	1
酒 類 製 造 業	3	1	0	0	3	
豆 腐 製 造 業	1	1	0	0	1	
納 豆 製 造 業	1	1	0	0	1	
麵 類 製 造 業	3	3	0	1	6	
そ う ざ い 製 造 業	22	8	0	0	78	
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	1	0	0	0	7	
冷 凍 食 品 製 造 業	8	1	0	0	15	

	複合型冷凍食品製造業	2	0	0	0	2
	漬物製造業	3	1	0	0	2
	密封包装食品製造業	3	2	0	0	6
	食品の小分け業	9	4	0	0	10
	添加物製造業	5	4	0	0	5
	総数	894	487	0	20	1,698
営業届出		1,254	-	-	4	429
その他		-	-	-	-	244

## (2) 食品等の収去検査

根拠法令－食品衛生法第13条（食品等の規格基準）  
食品衛生法第28条（食品等の収去）  
食品衛生法第19条（表示基準）  
食品表示法第8条（立入検査等）

【内容】 気温の上昇する夏期と、食品流通量が増加する年末に収去検査を重点的に実施することで食品、添加物等の規格基準及び食品表示基準に対する適否を確認し、違反したのものについては基準に合致するよう改善等の指導を行った。

### 【実績】

(単位：検体)

	魚介類	魚介類加工品	冷凍食品	肉の卵加工品	穀類加工品	野菜類・果物及び加工品	菓子類	清涼飲料水	酒精飲料	乳等	氷アイスクリーム類・菓	弁当・そうざい	輸入食品	はちみつ	総数
収去検体数	15	39	14	11	3	11	21	1	4	5	11	62		1	198
違反検体数		5	2		1	2	3					5			18

## (3) 食中毒発生状況

根拠法令－食品衛生法第63条  
(単位：人)

発生年月日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設
R4年4月21日	2	2	0	トリカブト(推定)	アコニチン類	家庭
R4年6月17日	不明	1	0	不明	アニサキス	不明
R4年7月20日	不明	1	0	不明	カンピロバクター属菌	不明
R4年10月2日	不明	1	0	不明	アニサキス	不明
R4年10月4日	不明	1	0	不明	アニサキス	不明

(4) 食品苦情及び市民相談処理状況

根拠法令－食品衛生法第5条（清潔・衛生）  
 食品衛生法第6条（不衛生食品販売禁止）  
 食品衛生法第19条（表示基準）

【内容】 異物混入や表示の不適正等、食品等の苦情や相談を受け、原因施設等の調査指導を実施し、再発防止を図っている。

【実績】

(単位：件)

	カ ビ	腐 敗 変 敗	異 味 異 臭	異 物	取 扱 い	施 設 衛 生	表 示	有 症 苦 情	そ の ほ か	鑑 別 依 頼	総 数
総 数	1	1	3	3	7		2	2	18	19	56
業種別内訳											
飲 食 店 ・ 喫 茶 店	1	1	2	1	4			1	7		17
製 造 業			1	2			1	1	3		8
販 売 業					3		1		8		12
そ の 他											
食品等の種類別内訳											
魚 介 類					1				2		3
魚 介 類 加 工 品			1						1		2
冷 凍 食 品											
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品							1				1
乳 及 び 乳 製 品											
アイスクリーム類・氷菓											
穀 類 及 び そ の 加 工 品			1						1		2
野菜類・果物及びその加工品			1	1	1						3
き の こ										19	19
菓 子 類				1	1		1		1		4
清涼飲料水・酒精飲料									1		1
氷 雪											
缶 詰 ・ び ん 詰 食 品											
レ ト ル ト 食 品											
そ の 他 の 食 品		1			2			1			4
そ う ざ い 類											
弁 当 類											
そ の 他		1			2			1			4
添 加 物											
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お も ち や											
施 設	1			1	2			1	12		17

## (5) 残留農薬検査

根拠法令－食品衛生法第13条

【内容】 市内に流通する農産物について食品残留農薬検査を実施した。

【実績】 国内産野菜及び果実類5検体（きゅうり、ミニトマト、ピーマン（2検体）、ブドウ）について、ポジティブリスト制度の対象となる農薬49～61項目を検査した。結果はいずれも国の定めた基準値以内であった。

## (6) 食品の放射性物質検査

根拠法令－食品衛生法第13条

【内容】 市内に流通する17都県<sup>※</sup>産の食品等について放射性物質検査を実施した。

【実績】 学校給食、保育所等から持ち込まれた17都県で生産された農産物、市内のスーパーで買い上げた太平洋で水揚げされた水産物及び17都県で生産された畜産物について、セシウム134及びセシウム137の検査を実施した。結果はいずれも国の定めた基準値以下であった。

区分	農産物	水産物	畜産物
検査検体数	37検体	4検体	1検体

※青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

## (7) 衛生教育及び広報活動

【内容】 食品営業者の自主衛生管理の推進、食品衛生知識の向上と食中毒予防を目的とした講習会等の衛生教育やホームページ等を活用した情報提供を随時行った。

【実績】

講習会の実施回数	4回
受講者数	104人

食中毒警報は10回発令し、懸垂幕や街頭放送等で周知と注意喚起を図った。特に、食品衛生月間（8月1日～8月31日）には小樽市食品衛生協会と共催で市民を対象として大型商業施設で食中毒予防を呼びかけた。また、随時、文書配布や市内巡回等により食中毒予防の広報に努めた。

## (8) 食品衛生優良施設の表彰

根拠法令－小樽市食品衛生優良店舗等審査会条例

【内容】 小樽市食品衛生優良店舗等審査会の答申に基づき、特に衛生管理の行き届いた2施設に対し、食品衛生優良店舗施設として市長表彰を行った。

## (9) 今後の課題

例年、ノロウイルスによる食中毒は冬期に多発し、1件当たりの患者数も多くなる傾向にあることから、大きな問題となっている。ノロウイルスは感染力が強く、ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされていることから、引き続き、食品等事業者への指導を実施し発生防止を図る。

また、市内でカンピロバクター属菌による食中毒や有毒植物、アニサキスによる食中毒が発生したことから、これらの食中毒を防止するために、引き続き、食品等事業者や市民への注意喚起を実施し発生防止を図る。特にカンピロバクター属菌による食中毒は鶏肉の生食や加熱不十分な鶏料理を食べたことが原因と考えられる事例が全国において発生しているため、食肉の取扱いについて重点的に啓発する。

食品衛生管理の国際標準であるHACCP（危害要因分析重要管理点）方式による衛生管理により、安全性の高い食品の生産性の向上が期待される。我が国においても全ての食品等事業者を対象としてHACCPに沿った衛生管理が令和3年6月1日に制度化された。異物混入や食中毒の防止など食品の安全性を向上させるために、本制度の周知徹底を目指す。

平成27年4月に施行された食品表示法は、経過措置期間が令和2年3月31日に終了したため、引き続き食品表示が新基準に合致しているかについて、食品等事業者への監視指導を重点的に行う。

### 小樽市において過去に発生した食中毒事件（平成30年度以降）

年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数
H30	5	不明	不明	アニサキス	1人
	7	家庭	不明	アニサキス	1人
	9	家庭	不明	アニサキス	1人
H31	4	家庭	トリカブト（推定）	アコニチン	2人
	11	不明	不明	アニサキス	1人
R2	5	家庭	イヌサフラン	コルヒチン	1人
	6	不明	不明	カンピロバクター属菌	4人
	11	不明	不明	カンピロバクター属菌	1人
R3	5	家庭	イヌサフラン	コルヒチン	1人
	11	不明	不明	カンピロバクター属菌	1人
	12	不明	不明	ノロウイルス	33人
R4	4	家庭	トリカブト（推定）	アコニチン類	2人
	6	不明	不明	アニサキス	1人
	7	不明	不明	カンピロバクター属菌	1人
	10	不明	不明	アニサキス	1人
		不明	不明	アニサキス	1人

### 3 動物衛生

担当課－生活衛生課

【目的】 動物衛生業務は、狂犬病予防及び動物愛護の啓発やペットの適正な飼育方法等の指導、ねずみ、昆虫等についての駆除相談対応を通じ、市民の衛生的で快適な生活環境の保持を図る。

#### (1) 狂犬病予防等対策

根拠法令－狂犬病予防法

小樽市畜犬取締り及び野犬掃とう条例

【内容】 犬の飼い主に対して、狂犬病予防法で定められている犬の登録と狂犬病予防注射の実施の指導や、適正な飼育方法の指導・啓発を行っている。

#### 【実績】

(単位：件)

年度	登録	注射	加害届	火葬依頼
平成30年度	300	3,662	4	482
平成31年度	278	3,552	3	476
令和2年度	294	3,416	4	434
令和3年度	291	3,048	6	442
令和4年度	392	3,222	8	366

#### (2) ペットの適正飼養及び終生飼養に対する対策

【内容】 ペットの飼い主さがしは、「小樽飼い主探しサポート」という取り組みを継続し、登録ボランティアと協働でインターネットの掲載を行うことにより、随時飼い主探しを行っている。

9月の動物愛護週間には、犬管理所で「ペット慰霊の日」を開催し、最後まで家族の一員として過ごしたペットに対し、献花により追悼することで動物愛護精神の育成と終生飼養の啓発を行った。

10月には動物愛護週間関連行事として、市役所別館1F渡り廊下にて、「ペットの適正飼養啓発パネル展」を開催した。実施に当たっては、市内及び市外のボランティア団体等の協力を得て、パネルやチラシ等を活用するなどし、ペットの適正飼養の重要性について啓発した。

また、11月には保健所にて「犬のしつけ教室」を開催し、基本的なしつけ方や飼い主の指示の出し方など犬の適正飼養について実演セミナーを行ったほか、災害時の対策として、ペットの同行避難やクレート訓練など平常時から行うべき備えについて普及啓発を行った。

### (3) 犬の捕獲、引取り、返還、譲渡及び処分

【内容】 飼い主のもとから逸走し捕獲した犬、事情により飼えなくなった犬(引取り犬)を犬管理所に収容し、平成17年からその情報を保健所ホームページに掲載し、飼い主への返還、飼育希望者への譲渡を促している。また、老衰、病気等により再飼育が困難な犬については安楽死処分を行っている。

【実績】 (単位:頭)

年 度	捕獲頭数	引取頭数	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
平成30年度	16	0	13	2	0
平成31年度	16	1	14	2	0
令和 2年度	7	0	6	3	0
令和 3年度	6	1	5	1	0
令和 4年度	9	0	8	1	0

### (4) 犬、猫等に関する苦情及び相談

【内容】 犬、猫等の糞尿放置や餌やり等の不適正飼養に対する苦情及び相談については、飼い主へ直接適正な飼育について啓発を行うほか、人が特定できない場合は啓発看板の配布や近隣町内会へリーフレットを回覧することで衛生的な生活環境の保持に努めている。

【実績】 (単位:件)

年 度	犬	猫	カラス・鳩	その他
平成30年度	103	177	38	71
平成31年度	85	205	39	67
令和 2年度	72	211	44	64
令和 3年度	75	205	39	59
令和 4年度	67	181	49	77

## (5) ねずみ、昆虫等に関する相談

【内容】 ねずみ、昆虫等に関する相談対応については、虫の同定、駆除方法の指導及び専門駆除業者の紹介を行っている。蜂駆除相談対応については、一般住宅等では駆除方法の指導や専門駆除業者の紹介を行い、市の施設等については委託業者に駆除を依頼している。

【実績】 (単位:件)

年 度	ねずみ、昆虫等相談数	蜂 駆 除 相 談	
		届出数	委託数
平成30年度	52	451	75
平成31年度	41	364	90
令和 2年度	41	407	62
令和 3年度	34	398	77
令和 4年度	55	355	54

※蜂駆除相談は、その年の夏期の天候に左右されることが多いが、7～9月に集中している。

## (6) 今後の課題

狂犬病は周辺国で発生が続いており、近年では清浄国であった台湾で発生がみられるなど、引き続き日本への侵入が懸念されるため、動物検疫所等各関係機関と連携しながら、継続して狂犬病予防対策を実施していく。併せて、狂犬病に対する危機意識の低下が懸念されるため、今後も狂犬病予防注射の接種率向上のため継続して啓発を行う。

また、犬の逸走や咬傷事故は毎年発生し、咬傷事故については増加傾向にあることから、今後もパトロール等を行うなど継続して事故防止の対策を実施していく必要がある。

ペットの不適正飼養等による苦情や多頭飼育に対する相談は、北海道後志総合振興局と連携して適正飼養の指導を図る。また、ペットなどによるふん害を防止するため、市民全体への啓発活動が今後も必要と思われる。

